

# 道の駅基本構想・基本計画策定等業務公募型プロポーザル実施説明書

## 1 趣旨

小方地区のまちづくり基本構想及び小方まちづくり「にぎわい交流ゾーン」立地検討業務、市の公共施設の再編の方向性をふまえ、道の駅の基本方針や施設計画等を整理し、基本構想・基本計画として取りまとめるとともに、道の駅の整備及び運営に関して、官民連携手法を導入する場合の事業スキームの検討、効果及び課題等の整理、官民連携による事業の実施可能性の評価を行うための道の駅基本構想・基本計画策定等業務を委託するにあたり、業務全般に関し、豊富な経験と高い専門知識を有する事業者から広く提案を求め、最も優れた企画力、技術力等を持った業者をプロポーザル方式により選定するもの。

## 2 業務概要

### (1) 業務名

道の駅基本構想・基本計画策定等業務

### (2) 業務内容

別紙「道の駅基本構想・基本計画策定等業務仕様書」のとおり

### (3) 業務対象地区

小方中学校跡地（大竹市小方1丁目1519-1ほか ※面積：約21,000㎡）

### (4) 業務履行期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日（火）まで

### (5) 提案限度額

40,000,000円（取引に係る消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※初年度の上限額は20,000,000円

## 3 参加資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる要件を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しないこと。
- (2) 法人税、消費税及び地方消費税並びに大竹市税の滞納がないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生計画認可の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に掲げる暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者でないこと。
- (5) 法人格を有し本委託業務を円滑に遂行できるよう、安定的かつ健全な財政能力を有していること。

#### 4 スケジュール概要

実施内容	予定年月日
プロポーザル実施説明書の公表	令和6年4月23日(火)
質問書の受付期間	令和6年4月23日(火)～5月9日(木)
質問書に対する回答期間	令和6年4月23日(火)～5月13日(月)
参加表明書提出期間	令和6年4月23日(火)～5月15日(水)
提案書の受付期間	令和6年4月23日(火)～5月24日(金)
1次審査(書類審査)	令和6年5月30日(木)
1次審査結果通知	令和6年6月4日(火)
2次審査(ヒアリング)	令和6年6月6日(木)
受託予定者の公表・通知	令和6年6月10日(月)
契約締結	令和6年6月中旬

#### 5 質問及び回答

質問がある場合は、次の(1)～(3)の方法により質問を受け付ける。

##### (1) 提出期限

令和6年5月9日(木)17時まで【必着】

##### (2) 提出方法

質問書(様式5)に質問事項を記載し、電子メールで提出すること。

また、電子メールの件名に「プロポーザル質問書(企業名)」と記入した上で、開封確認ができる方法でメールし、メールが開封されない場合は、市へ問い合わせること。

##### (3) 提出先

大竹市総務部企画財政課企画係

メールアドレス: kikaku@city.otake.hiroshima.jp

##### (4) 質問に対する回答

質問に対する回答は無記名で取りまとめ、令和6年5月13日(月)17時までに市ホームページに随時公開する。

ただし、質問の内容によって、企画提案に係る事業者の選定における公平性を保てない等の判断をした場合は、回答しないことがある。なお、回答内容は、必要に応じて、この実施説明書の追加又は修正とみなすものとする。

#### 6 参加表明書の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、必要書類をPDF化し、次のとおりメールで提出すること。

なお、受付時に必要書類の不足が判明した場合は、事業者を確認し、全ての必要書類が提出されるまでは、受付を保留とする。また期限内に不足した必要書類の提出がない場合は、未提出として扱うものとする。

## (1) 提出期限

令和6年5月15日(水) 17時【必着】

## (2) 提出方法

件名に「プロポーザル参加表明書(会社名)」を入力し、開封確認ができる方法でメールし、メールが開封されない場合は、市へ問い合わせること。

なお、必要書類の③と④については、郵送または持参も可とし、持参する場合は、祝日を除く月曜日から金曜日までの9時から17時まで、郵送する場合は、封筒に朱書きで「プロポーザル必要書類在中」と明記し、收受のトラブルを未然に防ぐため、必ず受取日及び配達されたことが証明できる方法で提出期限内に必着のこと。併せて、郵送した旨を電話連絡(Tel 0827-59-2125) すること。

### ●メールアドレス

kikaku@city.otake.hiroshima.jp

### ●郵送先

〒739-0692 大竹市小方一丁目11番1号 大竹市総務部企画財政課企画係

## (3) 必要書類

次の①～⑤を提出すること。

### ①参加表明書(様式1)

※ 社内体制については、参加表明書の提出時点で記載すること。

※ 会社概要(パンフレット等)を作成している場合は、1部(PDFデータも可)提出すること。

### ②業務実績書(様式2)

※参加表明書の提出日時点から過去10年以内の実績を記載すること。

### ③法人税、消費税及び地方消費税並びに大竹市税の滞納がないことの証明書

※ 大竹市税の滞納がない証明書の提出ができない場合は、大竹市税の滞納がないことの証明書が提出できないことの届出(様式3)を提出すること。

### ④経営状況が分かる書類(直近3年分の財務諸表 ※様式任意)

### ⑤誓約書(様式4)

## 7 提案書等の提出

参加表明書が受け付けられた者(以下「提案者」という。)は、次のとおり提案書等を作成し、提出すること。なお、提案数は1提案者につき1案に限る。

なお、受付時に提案書類の不足が判明した場合は、参加表明した事業者を確認し、全ての提案書類が提出されるまでは、受付を保留とする。また期限内に不足した提案書類の提出がない場合は、未提出として扱うものとする。

## (1) 提出期限

令和6年5月24日(金) 17時【必着】

## (2) 提出先

〒739-0692 大竹市小方一丁目 11 番 1 号 大竹市総務部企画財政課企画係

## (3) 提出方法

持参又は郵送

※ 持参による提出の場合の受付時間は、祝日を除く月曜日から金曜日までの 9 時から 17 時までとする。郵送による提出の場合は、提出期限までに必着のこと。

※ 郵送による提出の場合、封筒（会社名を記載してあるもの）に朱書きで「プロポーザル提案書在中」と明記し、収受のトラブルを未然に防ぐため、必ず受取日及び配達されたことが証明できる方法とし、併せて、郵送した旨を電話連絡（Tel.0827-59-2125）すること。

## (4) 提案書類

提案書類は、次の①から⑥までの書類で構成する。

### ①提案書提出届（様式 6-1）

※ 代理人を置く場合は、委任状（様式 6-2）を提出すること。

### ②提案書（様式任意）

※ 提案書の規格は、A4 判片とじ、片面印刷、文字サイズ 11 ポイント以上とする。

※ 審査基準の項目ごとに、アピールポイントを分かりやすく作成すること。

### ③見積書（様式任意）

※見積額は、消費税及び地方消費税相当額を含めた金額を記載すること。

### ④業務の実施体制（様式 7）

※参加表明書の提出日時点で記載すること。

### ⑤配置予定者調書（様式 8-1 及び様式 8-2）

※参加表明書の提出日時点で記載すること。

### ⑥配置予定者の同種業務実績（様式 9-1 及び様式 9-2）

※参加表明書の提出日時点で記載すること。

## (5) 提出部数

提案書類の各提出部数は、次のとおりとする。

- ・ 正本（①～⑥を左側で綴ったもの） 1 部
- ・ 副本（②～⑥を左側で綴ったもの） 9 部

## 8 審査・選定

市職員で組織する「道の駅基本構想・基本計画策定等業務プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）において、次のとおり審査する。

### (1) 1次審査

提案書等を評価し、2次審査の対象者を選定する。

※ 審査結果は、令和6年6月4日（火）に電子メールで通知する。

## (2) 2次審査

1次審査における上位5者程度の提案者に対するヒアリングにより評価する。

なお、2次審査の順番は、参加表明書の受付順（メールの受信日時）とする。

日時：令和6年6月6日（木）（時間等は、対象者に別途通知する。）

場所：大竹市役所本庁4階第2会議室

※ 審査結果は、令和6年6月10日（月）に文書で通知する。なお、受託予定者には、別途、電話で連絡する。

### ●留意事項

①プレゼンテーションは、提出した提案書を用いて行うこと。

※プロジェクター、ホワイトボード等は使用しないこと。

②プレゼンテーションは、提案者3人以内の参加とし、30分以内で説明を行うこと。

なお説明後、質疑応答を20分程度実施する。

③質疑応答は、本業務に配置する管理技術者又は担当技術者が行うこと。

## 9 評価の方法

(1) 委員会において、1次審査は、1次審査の評価基準（別紙1-1・2）に基づき、提案書等の提出書類により評価し、2次審査は、2次審査の評価基準（別紙2）に基づき提案書及びヒアリングにより評価する。なお、評価項目ごとに評価者数で除した平均評価点（小数点以下第3位を四捨五入）を算出し、その総合計により評価する。

(2) 1次審査では、評価項目1～8について評価する（評価点290点満点）。

(3) 2次審査では、評価項目5～9について評価する（評価点200点満点）。

(4) 受託予定者の選定は、評価項目1～9の評価点の合計（評価点300点満点）で行う。なお、評価項目5～8の評価点は、2次審査の評価点を採用する。

※評価項目と配点

評価項目	配点	1次審査 (書類審査)	2次審査 (ヒアリング)	総合点数	
1 会社状況	15点	290点 満点	/	1次審査を 採用する項目 (100点)	300点 満点
2 業務実績	10点				
3 業務の実施体制	40点				
4 見積額 ※配点(35点)×参加事業者 中の最低見積額÷提出見積 額(小数点第1位四捨五入)	35点				
5 基本構想・基本計画	70点		200点 満点	2次審査の 評価点 (200点)	
6 民間活力導入可能性調査	80点				
7 独自提案等	30点				
8 業務工程	10点				
9 ヒアリング	10点				

## 10 受託予定者の選定

総合点数の結果に基づき、受託予定者を選定する。ただし、受託予定者が「11 提案者の失格」の要件に該当する場合、2次審査の対象となった提案者の中から上位のものを新たに受託予定者とし、新たな受託予定者についても同様とする。

## 11 提案者の失格

提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出期限を過ぎて提案書等を提出した場合
- (2) 見積書に記載された金額が、委託料の上限額を超える場合
- (3) 提案書等に虚偽の記載があった場合
- (4) 評価の公平性を害する行為があった場合
- (5) 「3 参加資格要件」の要件を満たさなくなった場合
- (6) 総合点数が概ね6割未満の場合
- (7) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等があり、委員会の委員長が失格と認めた場合

## 12 契約

### (1) 契約の締結

受託予定者との協議の上、仕様内容を決定して、最終見積書の提出を受け、大竹市契約規則（昭和39年大竹市規則第16号）第23条に規定する契約保証金が納付又は納付させないことが決定された後に契約を締結する。

ただし、受託予定者が契約の締結を拒んだ場合は、次順位の者を新たに受託予定者として手続を行うものとする。

### (2) 契約保証金

契約保証金（※契約金額の10%）については、大竹市契約規則（昭和39年大竹市規則第16号）第23条の規定を適用する。

※ 契約保証金は、契約が全て履行された後にこれを還付する。ただし、契約の性質又はその履行の状況により必要があると認めるときは、一定期間これを保留する。

### (3) 契約内容

本事業は、公募によるプロポーザル方式で契約するものであり、原則、提案内容に準拠して契約するが、提案内容を逸脱しない範囲において、一部変更を求めることがある。

## 13 辞退

参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、その旨を電話連絡の上、辞退届（様式10）を総務部企画財政課企画係へメールにて提出すること。

なお、辞退したことをもって指名除外等の不利益な取扱いはしない。

#### 14 その他の留意事項

- (1) 提案書等の作成及び提出に関する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提出された提案書等は、返却しない。
- (3) 提出された提案書等は、提案者に無断で、提案の審査以外の目的に使用しない。
- (4) 提出期限後の提案書等の差し替え及び再提出は認めない。
- (5) 提案書等は、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲で、複製を作成することがある。
- (6) 提出書類に虚偽の記載があった場合には、参加表明書及び提案書等を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名除外措置を行うことがある。
- (7) 評価結果（1次審査・2次審査の評価点数、総合点数）は、受託予定者の選定後に市ホームページに掲載する。ただし、提案者の名称は、受託予定者のみ公表する。
- (8) 選定されなかった提案者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日以内（大竹市の休日定める条例（平成元年大竹市条例第21号）第1条第1項に規定する市の休日を除く）に、任意の書面により選定されなかった理由についての説明を求めることができる。
- (9) 参加者が1提案者の場合でも本プロポーザルを実施する。
- (10) 連絡事項等は、予告なく市ホームページへの掲載により通知する場合がある。
- (11) 提出書類について、大竹市情報公開条例（平成11年大竹市条例第21号）の規定に基づき、その内容の全部又は一部を公開する場合がある。

《本プロポーザルに関する問い合わせ先》

大竹市総務部企画財政課企画係 担当：本山、原田

【住 所】〒739-0692 大竹市小方一丁目11番1号

【電 話】0827-59-2125

【F A X】0827-57-7130

【E-mail】kikaku@city.otake.hiroshima.jp